

新潟市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置、報酬等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）の規定に基づき、新潟市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の配置、報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 学校医等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

(職務)

第3条 学校医等は学校保健安全法第23条第4項及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）その他関係法令等に規定する職務を行うものとする。

(配置)

第4条 学校等に置く学校医等の配置は、別表第1のとおりとする。この場合において、新潟市教育委員会（以下「委員会」という。）は、学校医等を複数校に兼務させることができる。

(委嘱期間)

第5条 学校医等の任期は、新潟市教育委員会非常勤職員要綱（平成7年3月7日制定）第5条第4項の規定に基づき、委嘱の日から第8条に規定する解嘱の日までとする。

(勤務日)

第6条 学校医等の勤務日は、学校等の長が定める。

(服務)

第7条 学校医等は、職務の遂行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に規定する職務に専念すること。
- (2) その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び規則等の規定に従い、かつ学校長の職務上の命令に従わなければならない。
- (3) その職の信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。

(解嘱)

第8条 委員会は、学校医等が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解嘱を申し出たとき。
- (2) 市の都合により、設置の必要がなくなったとき。
- (3) 前条に掲げる事項に違反したとき。
- (4) その他職務の遂行のために必要な適格性を欠くと認められるとき。

(学校医等の報酬)

第9条 学校医等に対する報酬の額は、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年新潟市条例第4号)別表第1の規定に基づき、別表第2に定める額とする。

(公務災害等補償)

第10条 学校医等の公務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償は、新潟市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和43年新潟市条例第7号)の定めるところによる。

(応援医の派遣)

第11条 健康診断を円滑に進めるため複数の学校医等を配置する必要がある学校等については、第4条の規定にかかわらず、他に従たる医師(以下「応援医」という。)を派遣することができる。

2 応援医の報酬は、別表第3に定める額とする。

3 応援医は、派遣先の学校医等と連携し、かつ、第7条各号に掲げる事項を遵守して職務を遂行しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、学校医等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

学校種別	学校医	学校歯科医	学校薬剤師
小学校	3人	1人	1人
中学校	3人	1人	1人
中等教育学校	3人	1人	1人
高等学校	3人	1人	1人
特別支援学校	4人	1人	1人
幼稚園	3人	1人	1人

備考

- 1 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園の学校医は、内科医、眼科医及び耳鼻科医の3人とする。
- 2 特別支援学校の学校医は、内科医、眼科医、耳鼻科医及び精神科医の4人とする。

別表第2（第9条関係）

1 管理報酬

区分	(年額)
学校医	70,500円
学校歯科医	70,500円
学校薬剤師	112,500円

2 距離加算

区分	(年額)
2km以上5km未満	2,000円
5km以上10km未満	4,000円
10km以上15km未満	6,000円
15km以上20km未満	8,000円
20km以上	10,000円

備考 距離加算の区分は、診療所等から学校までの直線距離によって判断する。

3 児童生徒等の健康診断報酬

区分	児童生徒割	特別支援児童生徒割
学校医（内科）	児童生徒数（応援医を派遣した場合は、児童生徒数に応援医が健診した人数を除いた人数）に326円を乗じて得た額	児童生徒数（応援医を派遣した場合は、児童生徒数に応援医が健診した人数を除いた人数）に681円を乗じて得た額
学校医（眼科）	児童生徒数（応援医を派遣した場合は、児童生徒数に応援医が	児童生徒数（応援医を派遣した場合は、児童生徒数に応援医が
学校医（耳鼻科）		

	健診した人数を除いた人数) に 242 円を乗じて得た額	健診した人数を除いた人数) に 641 円を乗じて得た額
学校医 (精神科)	—	
学校歯科医	児童生徒数 (応援医を派遣した 場合は、児童生徒数に応援医が 健診した人数を除いた人数) に 205 円を乗じて得た額	児童生徒数 (応援医を派遣した 場合は、児童生徒数に応援医が 健診した人数を除いた人数) に 458 円を乗じて得た額

備考 児童生徒数は、当該年度の 5 月 1 日現在とする。

4 就学時の健康診断報酬

区分	
学校医	6,000 円に、健診した人数に 215 円を乗じて得た額を加えて得 た額
学校歯科医	健診した人数に 267 円を乗じて 得た額

別表第 3 (第 11 条関係)

1 児童生徒等の健康診断報酬

区分	児童生徒割	特別支援 児童生徒割
応援医 (内科)	健診した人数に 326 円を乗じて 得た額	健診した人数に 681 円を乗じて 得た額
応援医 (眼科)	健診した人数に 242 円を乗じて 得た額	健診した人数に 641 円を乗じて 得た額
応援医 (耳鼻科)		
応援医 (精神科)		
応援医 (歯科)	健診した人数に 205 円を乗じて 得た額	健診した人数に 458 円を乗じて 得た額

2 就学時の健康診断報酬

区分	
応援医	6,000 円に、健診した人数に 215 円を乗じて得た額を加えて得 た額
応援医 (歯科)	健診した人数に 267 円を乗じて 得た額